

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 30 日 号外特 27 号 3 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 30 日 法律第 53 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	公布の日（平成 22 年 11 月 30 日）の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行 〔平成 22 年 12 月 1 日〕 * 第 2 条、第 4 条及び第 6 条並びに附則第 5 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行
【法令のあらまし】	【一般職の職員の給与に関する法律の一部改正】 1 医療職俸給表(一)を除くすべての俸給表について、中高年齢層が受ける俸給月額を中心に俸給月額を改定する。(別表第1から別表第7まで、別表第8口及びハ並びに別表第9から別表第11まで関係) 2 期末手当について、12月期の支給割合を100分の135（特定管理職員にあっては100分の115、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては100分の75）に引き下げる。(第19条の4関係) 3 勤勉手当について、支給割合を100分の65（特定管理職員にあっては100分の85、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては100分の75）に引き下げる。(第19条の7関係) 4 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額3万5,100円に引き下げる。(第22条関係) 5 当分の間、55歳を超える職員（行政職俸給表(一)六級相当以上の職員に限り、指定職俸給表の適用を受ける職員等を除く。）への俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減額する。(附則第8項から第11項まで関係)

【一般職の職員の給与に関する法律の一部改正】

- 1 期末手当について、6月期の支給割合を100分の122.5（特定管理職員にあっては100分の102.5、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては100分の62.5）に引き下げるとともに、12月期の支給割合を100分の137.5（特定管理職員にあっては100分の117.5、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては100分の77.5）に引き上げる。（第19条の4関係）
- 2 勤勉手当について、支給割合を100分の67.5（特定管理職員にあっては100分の87.5、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては100分の77.5）に引き上げる。（第19条の7関係）

【一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正】

- 1 第1号任期付研究員に適用する俸給表の全俸給月額を改定する。（第6条関係）
- 2 期末手当について、12月期の支給割合を100分の150に引き下げる。（第7条関係）

【一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正】

期末手当について、6月期の支給割合を100分の140に引き下げるとともに、12月期の支給割合を100分の155に引き上げる。（第7条関係）

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正】

- 1 特定任期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を改定する。（第7条関係）
- 2 期末手当について、12月期の支給割合を100分の150に引き下げる。（第8条関係）

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正】

期末手当について、6月期の支給割合を100分の140に引き下げるとともに、12月期の支給割合を100分の155に引き上げる。（第8条関係）

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>【一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正】</p> <p>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）附則第11条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を0.17パーセント（指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、0.24パーセント）引き下げる。 （附則第11条関係）</p>
【改正される法令】	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）</p> <p>一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）</p> <p>一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）</p> <p>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）</p> <p>国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）</p> <p>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）</p> <p>法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）</p>